

秋田県ソフトテニス連盟交通費補助および報奨金規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県所属選手が公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日連」という。）主催大会に出場する際の交通費の補助および出場した大会の成績に応じた報償金について定め、本県ソフトテニスの競技力向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 交通費の補助は、原則として秋田県所属選手が秋田県予選会を通過して出場する日連主催・共催の次の大会に適用する。

- (1) 天皇賜杯・皇后賜杯全日本選手権大会
- (2) 会長が特に必要と認める大会

2 報奨金は、原則として秋田県所属選手が出場する日連主催・共催の次の大会に適用する。

- (1) 天皇賜杯・皇后賜杯全日本選手権大会
- (2) 全日本シングルス選手権大会
- (3) 全日本社会人選手権大会（一般男子・女子）
- (4) 全日本インドア選手権大会
- (5) 全日本実業団選手権大会
- (6) 全日本クラブ選手権大会
- (7) 東日本選手権大会（一般男子・女子）
- (8) 会長が特に必要と認める大会

(補助金額)

第3条 旅費の補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 北海道地区 一人10,000円
- (2) 関東、北陸、東海、甲信越地区 一人20,000円
- (3) 近畿、中国、四国、九州地区 一人30,000円

(報奨金)

第4条 第2条第2項に定める報奨金の額は、同項の大会においてベスト8に進出した場合において、1人100,000円とする。ただし、団体戦の場合は1チーム200,000円とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、常務理事会で決定する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。